

第百十三号議案

例 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成十三年三月江戸川区条例
第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「江戸川区個人情報保護条例（平成六年三月江戸川区条例第一号。以下「個人情報保護条例」という。）第二十五条第一項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定による機関として、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二百五条第三項において準用する同条第一項」に、「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第二条中「及び個人情報保護条例」を「、個人情報保護法及び江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年 月江戸川区条例第 号。以下「法施行条例」という。）」に改める。

第三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 個人情報保護法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による
審査請求

三 法施行条例第十二条第二項の規定により、審査会に諮問することができ
ることとされた事項

3 第六条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
会長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等

の発生等により委員が審査会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、書面による方法又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で審査会を開くことができる。

4 書面による方法又はオンラインによる方法での審査会の開会方法その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第六条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 江戸川区個人情報情報の保護に関する法律施行条例（令和四年 月江戸川区条例第 号）付則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例付則第二条の規定による廃止前の江戸川区個人情報保護条例（平成六年三月江戸川区条例第一号）第二十五条第一項の規定による審査請求については、この条例による改正前の江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第三条第一項第二号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「個

個人情報保護条例」とあるのは「江戸川区個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年 月江戸川区条例第 号）付則第二条の規定による廃止前の江戸川区個人情報保護条例」とする。

（説明）

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の改正に伴い、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会の設置根拠及び同審査会の所掌事項について、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。